

## 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）における量の見込みと確保方策等について

本件は、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」等の改正等について（令和7年9月16日付けこども家庭庁成育局保育政策課事務連絡）第1の2に規定する代用計画として、必要な事項を定め、東大和市子ども・若者未来プラン第5章の4（20）の計画変更に代わるものである。

### 1 事業概要

保育園等に通っていない0歳6か月から満3歳未満までの子どもを、保護者の就労要件に関わらず保育施設等で預かり、集団生活の機会を通じて子どもの成長を促すとともに、在宅で子育てをする保護者の孤立感や不安感の軽減、解消を図る事業です。

### 2 量の見込みと確保方策の考え方とその実施時期

（日人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	11	11	11	11	11
0歳児	3	3	3	3	3
1歳児	4	4	4	4	4
2歳児	4	4	4	4	4
確保方策（B）	0	11	11	11	11
0歳児	-	3	3	3	3
1歳児	-	4	4	4	4
2歳児	-	4	4	4	4
差引（B）-（A）	-	0	0	0	0
0歳児	-	0	0	0	0
1歳児	-	0	0	0	0
2歳児	-	0	0	0	0

※詳細は別添国様式のとおり

### 3 今後の方向性

利用者ニーズの把握等に努め、引き続き、適切な確保方策を検討します。

また、満3歳となり本事業の対象でなくなった子どもに対しましては、幼稚園の満3歳クラスや東京都の「多様な他者との関りの機会創出事業」を活用することにより、満3歳児においても預かりの必要な子どもに対し、特定教育・保育施設入園までの切れ目のない預かりが提供できるよう努めます。